

Ⅱ 施策目標に対する重点的取組内容

地域推進プラン「Ⅲ 新城設楽地域における重点的な取組」として、3つの施策の柱のもとに、施策目標としては15項目について、平成26年度、生産者、県民、各市町村、関係団体の方々と具体的に取組んできました内容及び今後の方向について取りまとめました。

1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

- (1) "活かす" あいちの農林水産業
- (2) 意欲ある人が伸びる農業の実現
- (3) 持続可能な林業の実現
- (4) 食品の安全・安心の確保

2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進

- (1) 食や農林水産物に対する県民の理解と活動の促進

3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

- (1) 森林、農地等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮
- (2) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化
- (3) 環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化

1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

(1) "活かす"あいちの農林水産業	ア「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」の推進
--------------------	---------------------------

施策目標	「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成 5モデル
------	--

〔具体的な取組〕（農政課、農業改良普及課他共通）

・農業総合試験場と食品工業技術センターが共同開発をした酒造好適米「夢吟香」の栽培普及と日本酒としての消費拡大のため、管内で活動している「夢吟香研究会」に対し、新城市、愛知東農業協同組合とともに、その活動を支援しました。

平成 26 年度は、夢吟香研究会の活動の一つとして、田植えから稲刈り、酒仕込み、試飲会までと「日本酒造り体験」のイベントを年間を通して開催し、消費者との交流を深めました。



日本酒仕込み体験
(H26.12.14 関谷醸造)

〔今後の方向〕

・「夢吟香研究会」は、消費者との交流に手ごたえを得たので、平成 27 年度は「日本酒造り体験」の参加者拡大を推進する等、生産者の「夢吟香」への思いを消費者へつなげていく活動を引き続き実施していくことから、これらの取組に対し支援をしていきます。

(2) 意欲ある人が伸びる農業の実現	ア 多様な担い手の育成・確保
--------------------	----------------

施策目標	基幹経営体の育成 60 経営体
------	--------------------

〔具体的な取組〕（農業改良普及課）

・関係機関と協調し、農家に対するカウンセリング、コンサルテーションを行いました。
・経営状況や農家意向に応じて制度資金（主として近代化資金）の活用を図るよう啓発し、経営体の経営改善を進めました。
・支援すべき経営体の営農類型、経営規模、技術力等を踏まえて、支援内容、支援方法等を検討しました。また、個別経営体育成支援検討会には、県職員のほか、市、農協、農林公社の実務担当が出席し、総合支援を行いました。



経営改善計画の作成指導
(H26.9.3 新城設楽農林水産事務所)

〔今後の方向〕

・経営改善計画・就農認定計画・青年等就農計画に応じた制度資金活用の支援を行います。
・各種制度の改正に応じた適切な制度活用の支援と啓発を行います。

(2) 意欲ある人が伸びる農業の実現	ア 多様な担い手の育成・確保
--------------------	----------------

施策目標	産地直売所への出荷農家数の増大	4,700 戸（延べ）
------	-----------------	-------------

〔具体的な取組〕（農業改良普及課）

・農家に対する産地直売所への意識を高める支援として、道の駅「アグリステーションなぐら」の取組を支援しました。旬の野菜等を紹介する記事の記者クラブへの投稿、ミニコミ新聞による情報発信等について、名倉高原生産組合の役員・地域おこし協力隊と検討し、実施しました。

平成 26 年度、道の駅の「エゴマだれ五平餅」が地場もん国民大賞で銅賞に入賞し、産地直売所に対しての意識向上が図られました。

また、茶臼山高原の芝桜生産指導を関係機関とともにいき、奥三河地域への観光客増加を図ることにより、出荷農家への支援を進めました。



旬のスイートコーンを紹介
（H27.8.3 設楽町）

〔今後の方向〕

- ・直売所への出荷農家・出荷量を増やすため、農産物栽培指導に取り組みます。
- ・産地直売施設の環境整備を含めた総合的な中期計画の策定を支援します。

(2) 意欲ある人が伸びる農業の実現	イ 農業生産基盤の整備と優良農地の保全
--------------------	---------------------

施策目標	耕作放棄地の再生	農用地区域を中心に 62 ha を再生
------	----------	---------------------

〔具体的な取組〕（農政課）

・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、耕作放棄農地の障害物除去や土壌改良に取り組みました。また、営農定着として野菜の作付けに取り組みました。

・これらの取組等により新城設楽管内では 129.1ha（うち平成 26 年度 34.0ha）の耕作放棄地を再生することができました。



耕作放棄地草刈りの様子
（H26.7.29 新城市）

〔今後の方向〕

・市町村の地域農業再生協議会が主体となり取り組む耕作放棄地対策に対し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用などを支援していきます。

・耕作放棄地の再生に向けた各地域の取組事例を紹介し、地域の実情に沿った取組を支援していきます。

(3) 持続可能な林業の実現

ア 県産木材の生産拡大

施策目標 県産木材の生産量の拡大 74,000m³ /年

[具体的な取組] (林業振興課、新城林務課)

・新城市の急峻な地形の皆伐施業地において、高性能搬器(ウッドライナー)と高性能林業機械等を活用した木材生産システムを実証しました。この実証は、人工林の齢級構成の偏りを解消するため、皆伐施業の生産性を調査するものです。

実証地では、一般の山林所有者・関係者を集め、現地検討会を開催しました。

[今後の方向]

・本システムの生産性を精査し、皆伐施業の技術の普及啓発を図ります。

・今後増加する木材需要に確実に対応できる供給体制を整備するため、実証調査を実施し、県産木材の生産量の増大を図ります。



現地研修会の様子
(H26.11.20 新城市)

(3) 持続可能な林業の実現

イ 担い手の育成・確保と林業事業体の強化

施策目標 中核森林組合の育成 2組合

[具体的な取組] (林業振興課、新城林務課)

・新城森林組合及び豊根村森林組合は、中核森林組合として適切であるため、平成19年8月1日付け及び平成23年11月1日付けで各々に組合認定されました。

・設楽森林組合は、平成26年4月1日に設楽町森林組合と津具森林組合が合併し、中核森林組合の認定基準を満たしたことから、平成27年2月9日付けで組合認定されました。

[今後の方向]

・中核組合となった設楽森林組合、豊根村森林組合及び新城森林組合を管内森林組合の核とし、健全な財務基盤と経営判断等に基づいた安定的かつ効率的な事業運営により、厳しい状況下においても一定の事業利益を確保しつつ、森林所有者の負託に答え得る森林組合として育成していきます。



森林組合職員に対する採材・造材研修
(H26.8.18 三河材流通加工センター)

(3) 持続可能な林業の実現	ウ 林業生産基盤の整備
----------------	-------------

施策目標	林内路網の整備 22.9 m / ha
------	---------------------

〔具体的な取組〕（林業振興課、新城林務課）

・平成 26 年度、林内路網の整備は、過疎山村地域代行林道事業により林道望月峠線（豊根村地内）を始めとする林道等の開設工事を行い、現在管内の路網密度は、23.3 m / ha となっています。

・整備された林内路網は、森林整備地域活動支援交付金、造林事業補助金など各種の事業を活用した森林整備の効果的な推進に利用されています。

〔今後の方向〕

・林内路網を整備する関係者が連携し、林道等が集中的・効果的に配置されるように計画的に整備を図ります。

・引き続き、林道、林業専用道、森林作業道等を国の補助金、森林整備加速化・林業再生事業、森と緑づくり森林整備事業を活用して、地域の特性に合った路網の整備を行っていきます。

・従来遅れていた奥地林の森林整備を推進するための路網整備を行います。



望月峠線の完了状況

(H27.3.16 豊根村)

(4) 食品の安全・安心の確保	ア 生産・加工・流通段階における取組の推進
-----------------	-----------------------

施策目標	農産物環境安全推進マニュアルを始めとした GAP 手法導入組織・法人等数の増大 7 産地
------	--

〔具体的な取組〕（農業改良普及課）

・JA 毎部会では、安全・安心な農産物を供給するため、以下の5項目を改善しました。

- ①収穫直後の品質管理を徹底するため、予冷処理を推進しました。
- ②調製作業を効率的に行うため、簡易規格拡大、コンテナ出荷を推進しました。
- ③集荷作業を効率化するため、業務パックの見直しを行い、欠品時間が短縮されました。
- ④パックへの異物混入等の防止のため、パック詰め作業の工程管理基準を作成しました。
- ⑤品質保持ため、時期別の管理基準を作成しました。

・JA ミニトマト部会は、JA と協議して生産者の意見を取り入れ、GAP 「やろまいシート」の内容見直しと、提出、回収、チェック方法を改善しました。JA から全栽培者に配布し、回収、チェックした後、集計して結果を報告しました。

〔今後の方向〕

・GAP に取り組む6組織に対して、「やろまいシート」記帳と作業改善の取組支援を継続します。



ハダニ防除に天敵を利用

(H27.2.5 新城市)

2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進

(1) 食や農林水産業に対する 県民の理解と活動の促進	ウ 子どもの頃から身近に農林漁業を 体験できる環境づくり
--------------------------------	---------------------------------

施策目標	農林漁業体験に取り組む小学校の割合の増加	86%
------	----------------------	-----

〔具体的な取組〕（林業振興課他共通）

・林業体験として林業振興課と設楽町役場産業課では、町内にある5つの小学校5・6年生を対象として「林業体験学習」を行いました。この体験学習は、森林の大切さや森林の保全の必要性についてより理解を深めてもらい、将来的な人材育成につなげるものです。

体験学習の進め方は、「事前学習」にて森林や林業及び作業方法について座学で学び、「体験学習」において町内の森林で間伐作業を実施しました。



体験学習「間伐体験」

（H26.10.1 設楽町）

〔今後の方向〕

・管内の小学校が一連の農林漁業体験学習に取り組める環境を整えるため、地域の協力者（生産者等）の調査、調整等を行い、名簿を作成して、管内の学校に提供することを検討していきます。

3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

(1) 森林、農地等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮	ア 多面的機能を発揮させる 森林・農地・漁場の保全
-------------------------------	------------------------------

施策目標 あいち森と緑づくり事業の推進

〔具体的な取組〕（林業振興課、新城林務課）
 ・森林の多面的機能を発揮させるため、市町村・森林組合等と連携して森林施業の集約化を図り、奥地や公道・河川沿いなど作業性の悪い人工林の間伐を 723ha 実施しました。



間伐実施状況
（H27.3.17 設楽町）

・あいち森と緑づくり事業を広く県民の皆様
 に理解していただくため、地区説明会を開催
 するとともに、市町村広報や「したら森林ま
 つり」、「木トピア」等のイベント会場でパン
 フレットを配布するなどPRに努めました。

〔今後の方向〕

・人工林の間伐については、市町村・森林組
 合等とより一層の連携を図りながら事業地を確保し、年間計画面積 925ha を目標に間
 伐を進めていきます。
 ・あいち森と緑づくり事業のPRについては、今後も引き続き地区説明会を開催すると
 ともに、イベントや看板等を通じて積極的に普及啓発を図っていきます。

(1) 森林、農地等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮	イ 多面的機能の恩恵を 実感できる社会の形成
-------------------------------	---------------------------

施策目標 県民との協働連携により生物多様性の保全活動の推進

11 組織

〔具体的な取組〕（建設課）
 ・新城市及び設楽町の 19 組織が、多面的機
 能支払交付金等を活用し、地域ぐるみで生態
 系の保全活動を実施しました。
 活動内容は地域の子供会や老人クラブも参
 加し、「生物の生息状況の把握」・「希少種
 の監視」などです。
 また、新城市四谷の 1 組織である鞍掛山麓
 千枚田保存会の指導を受け、豊橋調理製菓専
 門学校の学生らが、四谷千枚田で田植え・稲
 刈りを体験し、環境や生態系を学びました。



生き物調査実施状況
（H26.7.27 新城市）

〔今後の方向〕

・多面的機能支払交付金の制度が、平成 27 年度より法制化されることになり、今後も
 制度を活用し、地域の特色を生かした生態系保全活動を実施します。
 ・四谷地区については、ふるさと・水と土指導員が必要とする物品等に助成を行い、都
 市住民との交流活動を引き続き行います。

(2) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化	ア 安全な生活環境の確保
---------------------------------	--------------

施策目標	治山施設の整備により山地災害に対する防災機能の向上が図られる面積	新たに 820 ha
------	----------------------------------	------------

[具体的な取組] (森林整備課、新城林務課)

- ・森林の山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区や防災機能を向上させる必要のある箇所において治山施設を整備しました。
- ・治山施設の設置により、荒廃溪流、崩壊地が復旧された区域や、施設の下流にある人家等で防災機能が高められた区域は、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間で、675.97ha です。

荒廃溪流には谷止工や流路工等、山腹崩壊地には土留工や緑化工等を施工し、落石危険箇所には固定工や落石防護工等を施工しました。



平成26年度山腹工施工地
(H26.11.28 新城市)

[今後の方向]

- ・関係市町村と連携して地元調整を図り、地区指定事業等を継続的に実施します。
- ・山地災害危険地マップやパンフレット等を市町村に配付し、治山施設の役割などをPRして、災害防止意識を高めるとともに、山地災害危険地区の早期解消に努めます。

(2) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化	イ 快適な生活環境の確保
---------------------------------	--------------

施策目標	鳥獣被害防止対策の拡充
------	-------------

[具体的な取組] (農業改良普及課、農政課)

- ・管内、4市町村において計 56 地区でイノシシ及びシカ対策としてワイヤーメッシュ・金網による侵入防止柵を設置しました。
- ・新城市塩瀬地区で、全方位型囲いワナ「おりべえ」を活用して、エサの配置の工夫による誘導効率向上の要点を明らかにするための実証調査を実施しました。
- ・集落で取り組む獣害対策の推進を図るため、集落環境点検の支援や侵入防止柵の保守・管理について指導しました。さらに、豊根村で成果を上げている「わな特区」の全国展開を受けて、新城市・設楽町における事業展開を啓発しました。



箱ワナの設置と捕獲指導
(H27.1.14 新城市)

[今後の方向]

- ・環境整備、侵入防止、捕獲を総合的に組み合わせた獣害対策を支援します。
- ・くくりわなと補助具「からまる棒」を利用した安全で効率的な捕獲技術を実証します。
- ・関係機関と連携した取組を推進します。

(2) 災害に強く安全で快適な生活
環境の確保と農山漁村の活性化

ウ 農山漁村の活性化

施策目標 産地直売所の交流施設を利用する人数の増大 2,779 千人／年

〔具体的な取組〕（農政課）

・直売所の来場者増大のため、陳列に対する工夫等、直売所の活動を支援・指導をしました。アグリステーションなぐらでは、地域外への情報発信力の強化として、県の Facebook を利用して情報発信を支援しました。また、設楽町観光協会が作成した、各直売所で食べることができる五平餅をまとめた「設楽町五平餅マップ」についても、Facebook にて情報発信しました。

その他、いいともあいち運動など、産地直売所の情報を発信することにより利用者の増大支援を図りました。



直売野菜栽培研修会
(H27.03.24 設楽町)

〔今後の方向〕

・産地直売所調査を実施し、利用者の動向を把握し利用者増大の支援に活かします。
・PR活動の提案、検討を行い支援します。
・新東名新城IC開通が予定され、道の駅を始め、さらなる交流施設の利用者の増大が見込まれることから Facebook 等情報を発信して直売所の活性化を支援していきます。

(3) 環境への配慮と資源の再生
・循環利用を図る取組の強化

ウ 環境への負荷を軽減する取組の推進

施策目標 エコファーマーとして環境保全型農業に取り組む農業者の拡充 120 人

〔具体的な取組〕（農業改良普及課）

・環境と安全に配慮した農業を推進した結果、平成 27 年 3 月末日現在 75 名がエコファーマーに認定されています。
・平成 26 年度は、市町村及びJAと連携し、水稻 3 件、果樹 2 件、お茶 4 件、イチゴ 1 件の計 10 件を再認定しました。また、団体でエコファーマーに認定されているミニトマト部会に新たに部会員が加入したことにより、3 名が新たにエコファーマーに認定されました。
・エコファーマーに認定された生産者は、今後 5 年間で県施肥基準の厳守と、ほ場への有機質資材の施用、化学肥料・化学合成農薬の削減を行います。



環境に配慮した生産方式が
実施されているほ場
(H26.8.5 設楽町)

〔今後の方向〕

・エコファーマーの新規認定を推進します。

